

令和4年10月25日

## オープンカウンター方式による見積依頼の公示

支出負担行為担当官

佐賀地方法務局長 樋口 祐子

### 1 見積依頼に付する事項

- (1) 件 名 電子タイムスタンプ供給契約
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 納入場所 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和5年2月28日（火）

### 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてD等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

ただし、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者は、参加を認めることがある。

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

- 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合わせ先

〒840-0041

佐賀市城内二丁目10番20号 佐賀合同庁舎3階

佐賀地方法務局会計課（担当 古賀）

電話：0952-26-2150

メール：m.koga.1f5@i.moj.go.jp

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和4年10月25日（火）から同年11月10日（木）午後5時15分まで

(2) 配布場所

電子調達システム及び当局ホームページ

5 提出書類の提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

本見積合せに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 令和4・5・6年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知書（全省  
庁統一資格）」の写し 1部
- イ 誓約書（役員等名簿を添付） 1部

(2) 提出方法 電子メール（以下の内容で送付すること。）

件名【オープン】「電子タイムスタンプ供給契約」書類の提出につ  
いて

宛先：m.koga.1f5@i.moj.go.jp

本文：見積書を電子調達システムで提出する場合はその旨を記載すること。

(3) 提出期限

令和4年11月10日（木）午後5時15分まで

6 見積書の提出方法等

(1) 電子調達システムの場合

ア 見積書の提出について

本見積依頼の公示及び仕様書等を熟読の上、上記5(3)の提出期限内に電子調達システムにて提出するものとする。

イ 見積金額について

電子調達システムにて110分の100に相当する金額（以下「税抜き価格」という。）を設定し、提出するものとする。ただし、提出にあたっては、品名（型番含む。）・単価・数量・金額を記載した見積内訳書（様式は任意。）を添付することとし、当該見積内訳書には、税抜き価格のほか、消費税及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）、税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（以下「税込み価格」という。）を記載するものとする。

(2) 電子メールの場合

ア 見積書の提出について

本見積依頼の公示及び仕様書等を熟読の上、上記5(3)の提出期限内に当局会計課担当者宛てに電子メールにて提出するものとする。

イ 見積金額について

見積書の様式は任意とするが、担当者の氏名及び連絡先を明記し、「品名（型番を含む）・単価・数量・金額」の項目を必ず記載すること。

なお、金額は見積もった金額の税抜き価格、消費税額及び税込み価格を記載すること。

(3) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

7 見積合わせ

(1) 見積合わせの日時

令和4年11月11日（金）午前10時00分（非公開）

(2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積がないときには、当局が選定した業者へ見積りを依頼することができる。

8 見積書の無効

次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格のない者が行った見積り
- (2) 記名押印を欠く見積り（ただし、発行権者の氏名、担当者の氏名及び連絡先が明記されている場合は押印を省略することができる。）
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積り又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積り
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積り
- (7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は必要な条件を具備していない見積り

## 9 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積りを提出した者が二人以上あるときは、当該見積りを行った者にくじを引かせて契約の相手方とする。くじ引きの日程及び場所は、電話等で速やかに通知し、該当者が参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当ホームページで契約者及び契約金額を公表する。

## 10 契約の締結

- (1) 契約の相手方に決定した後速やかに、請書を提出しなければならない。
- (2) 契約の相手方が契約を結ばないときは、当局から損害賠償の請求を受けることがある。

## 11 契約保証金の納付

免除する。

## 12 その他

- (1) 都合により見積合わせを取りやめがある。
- (2) 詳細は、佐賀地方法務局オープンカウンター方式実施要領による。

以上